

京都市環境影響評価等に関する条例（以下「条例」という。）第8条の規定により、「元京都市立植柳小学校跡地活用事業に係る配慮書案」が提出されましたので、条例第9条第1項の規定に基づき、次のとおり公告するとともに、配慮書案を縦覧に供します。

また、条例第11条第1項の規定により、配慮書案の内容について、環境配慮の観点からの意見書を次の6のとおり提出することができます。

令和2年2月3日

京都市長 門川 大作

### 1 事業者の氏名及び住所等

(1) 事業者の名称

安田不動産株式会社

(2) 代表者名

代表取締役社長 中川 雅弘

(3) 主たる事業所の所在地

東京都千代田区神田錦町二丁目11番地

### 2 対象事業の計画の名称、種類及び規模等

(1) 名称

元京都市立植柳小学校跡地活用事業

(2) 種類

建築基準法第2条第1号に規定する建築物の新築の事業

(3) 規模

延べ面積 17,163㎡

### 3 事業実施想定区域

京都市下京区西洞院通花屋町下る西洞院町466番

#### 4 配慮書案の縦覧の場所，期間及び時間

##### (1) 縦覧の場所

京都市環境政策局環境企画部環境管理課

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地 分庁舎地下1階

##### (2) 縦覧の期間

令和2年2月3日から同年3月2日まで（土曜日，日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）

##### (3) 縦覧時間

「午前9時から正午まで」及び「午後1時から午後5時まで」

#### 5 配慮書案を掲載するホームページのアドレス

京都市環境政策局環境企画部環境管理課のホームページから，配慮書案を閲覧することができます。

URL <https://www.city.kyoto.lg.jp/kankyo/page/0000263747.html>

#### 6 意見書の提出期限等

##### (1) 提出期限

令和2年2月3日から同年3月2日まで

##### (2) 提出先

京都市環境政策局環境企画部環境管理課

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地 分庁舎地下1階

##### (3) 意見の内容について

「環境配慮の観点からの意見」に限ります。

(環境政策局環境企画部環境管理課)